

令和元年6月3日

第2回 大垣市議会定例会議案

議第 4 9 号	令和元年度大垣市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 5 0 号	令和元年度大垣市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）
議第 5 1 号	大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議第 5 2 号	大垣市立幼稚園条例等の一部改正について
議第 5 3 号	大垣市介護保険条例の一部改正について
議第 5 4 号	大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について
議第 5 5 号	財産の取得について
議第 5 6 号	財産の取得について
議第 5 7 号	財産の取得について
議第 5 8 号	財産の取得について
議第 5 9 号	財産の取得について
議第 6 0 号	財産の取得について
議第 6 1 号	財産の取得について
議第 6 2 号	財産の取得について
議第 6 3 号	大垣消防組合同規約の変更に関する協議について
議第 6 4 号	西南濃粗大廃棄物処理組合同規約の変更に関する協議について
議第 6 5 号	大垣衛生施設組合同規約の変更に関する協議について
議第 6 6 号	西濃環境整備組合同規約の変更に関する協議について
議第 6 7 号	市道路線の認定について
報第 3 号	専決処分の報告について
報第 4 号	専決処分の報告について
報第 5 号	専決処分の報告について
報第 6 号	専決処分の報告について
報第 7 号	繰越計算書の報告について
報第 8 号	繰越計算書の報告について

議第49号

令和元年度大垣市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度大垣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,317,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,404,946	△6,350	6,398,596
	1. 国庫負担金	5,464,058	26,900	5,490,958
16. 県支出金	2. 国庫補助金	905,467	△33,250	872,217
		3,711,670	23,950	3,735,620
19. 繰入金	1. 県負担金	2,263,235	13,450	2,276,685
	2. 県補助金	1,062,813	10,500	1,073,313
20. 繰越金		6,937,450	△50,000	6,887,450
	1. 繰越入	6,937,450	△50,000	6,887,450
21. 諸収入		1,000,000	26,500	1,026,500
	1. 繰越	1,000,000	26,500	1,026,500
	6. 雑入	3,028,868	2,500	3,031,368
		1,673,320	2,500	1,675,820

22. 市	債		6, 0 7 3, 9 0 0	△1 4 8, 7 0 0	5, 9 2 5, 2 0 0
		1. 市	債	△1 4 8, 7 0 0	5, 9 2 5, 2 0 0
歲	入	合	計	△1 5 2, 1 0 0	6 4, 3 1 7, 9 0 0

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,887,510	2,500	13,890,010
	2. 市民活動費	371,550	2,500	374,050
3. 民生費		21,688,790	55,900	21,744,690
	3. 児童福祉費	9,186,780	2,100	9,188,880
4. 衛生費		3,540,730	53,800	3,594,530
	7. 繰出金	3,969,160	24,800	3,993,960
6. 農林水産業費		1,514,470	24,800	1,539,270
	1. 保健衛生費	883,210	13,600	896,810
7. 商工費		252,520	10,500	263,020
	1. 農業費	43,470	△2,200	41,270
7. 商工費		543,130	5,300	548,430
	4. 土地改良費	2,209,330	7,000	2,216,330
7. 商工費		2,164,830	7,000	2,171,830
	1. 商工費			

9. 消 防 費		1, 832, 670	4, 900	1, 837, 570
1. 消 防 費		1, 832, 670	4, 900	1, 837, 570
10. 教 育 費		6, 703, 400	△260, 800	6, 442, 600
2. 小 学 校 費		973, 840	△192, 400	781, 440
3. 中 学 校 費		646, 730	△68, 400	578, 330
歳 出 合 計		64, 470, 000	△152, 100	64, 317, 900

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
林道管理車購入事業	令和2年度～令和3年度	2,200

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		額	
	補正	前	補正	後
学校教育施設整備事業		212,000		58,000
計		6,073,900		5,925,200

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ため池防災対策事業	5,300	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和元年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	5,329,118	26,900	5,356,018	5. 介護保険費	26,900	累計 介護保険低所得者保険料軽減費 53,800×1/2
計	5,464,058	26,900	5,490,958			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	317,253	2,100	319,353	2. 児童福祉費	2,100	累計 未婚児童扶養手当受給者臨時・特別給付費 2,100×10/10
3. 衛生費国庫補助金	10,568	12,400	22,968	1. 保健衛生費	12,400	累計 風しん抗体検査事業費 24,800×1/2
5. 教育費国庫補助金	120,339	△49,168	71,171	2. 小学校費	△38,263	累計 学校施設整備費 大規模改造 △114,789×1/3

					3. 中 学 校 費	△10,905	累 計 学校施設整備費 大規模改造 △32,715×1/3	2,824
6. 消 防 費 国 庫 補 助 金			1,418	1,418	1. 消 防 費	1,418		
計	905,467	△33,250	872,217				消防団救助能力向上資機材緊急整備事業費	

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民 生 費 県 負 担 金	2,184,499	13,450	2,197,949	6. 介 護 保 險 費	13,450	累 計 介護保険低所得者保険料軽減費 53,800×1/4
計	2,263,235	13,450	2,276,685			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	169,470	10,500	179,970	1. 農 業 費	10,500	累 計 担い手確保・経営強化支援事業費
計	1,062,813	10,500	1,073,313			

(款) 19. 繰入金
(項) 1. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	6,437,450	△50,000	6,387,450	3. 公共施設 基金繰入金	△50,000	累計 4,585,500
計	6,937,450	△50,000	6,887,450			

(款) 20. 繰越金
(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,000,000	26,500	1,026,500	1. 繰越金	26,500	
計	1,000,000	26,500	1,026,500			

(款) 21. 諸収入
(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	1,663,310	2,500	1,665,810	1. 総務雑入	2,500	累計 101,314 コミュニケーション活動事業費
計	1,673,320	2,500	1,675,820			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業債	74,400	5,300	79,700	1. 土地改良債	5,300	ため池防災対策事業債
7. 教育債	375,400	△154,000	221,400	1. 教育債	△154,000	学校教育施設整備事業債
計	6,073,900	△148,700	5,925,200			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財 地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 市民活動 推進費	127,410	2,500	129,910	-	-	2,500	-	19. 負担金補助 及び交付金	8,380	
計	371,550	2,500	374,050	-	-	2,500	-			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財 地方債	その他	一般財源	区分		金額
5. 児童扶養 手当費	656,280	2,100	658,380	2,100	-	-	-	20. 扶 助 費	650,100	
計	9,186,780	2,100	9,188,880	2,100	-	-	-		未婚児童扶養手当受給者臨時・特別給付金	

(款) 3. 民生費

(項) 7. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財 地方債	その他	一般財源	区分		金額
3. 介護保険費	1,966,520	53,800	2,020,320	40,350	-	-	13,450	28. 繰 出 金	53,800	
計	3,540,730	53,800	3,594,530	40,350	-	-	13,450			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
4. 予防費	591,390	24,800	616,190	12,400	-	-	11. 需用費	1,550	累計 消耗品費 印刷製本費 6,760 20 1,530
							12. 役員費	3,200	累計 通信運搬費 手数料 7,295 1,700 1,500
							13. 委託料	20,050	累計 システム改修委託料 風しん抗体検査委託料 595,730 1,700 18,350
計	1,514,470	24,800	1,539,270	12,400	-	-			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
2. 農業費	176,950	10,500	187,450	10,500	-	-	19. 負担金補助及び交付金	10,500	累計 担い手確保・経営強化支援事業補助金 84,746
計	252,520	10,500	263,020	10,500	-	-			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 3. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源		一般財源	区分	金額	
				特 定 財 源	その他				
1. 林業振興費	43,470	△2,200	41,270	-	-	△2,200	18. 備品購入費	△2,200	累計 自動車購入費 974
計	43,470	△2,200	41,270	-	-	△2,200			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源		一般財源	区分	金額	
				特 定 財 源	その他				
3. 土地改良施設整備費	415,340	5,300	420,640	-	5,300	-	19. 負担金補助及び交付金	5,300	累計 県営ため池防災対策事業負担金 129,210
計	543,130	5,300	548,430	-	5,300	-			

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源		一般財源	区分	金額	
				特 定 財 源	その他				
2. 観光費	402,290	7,000	409,290	-	-	7,000	19. 負担金補助及び交付金	7,000	累計 文化財活用観光推進事業補助金 310,074
計	2,164,830	7,000	2,171,830	-	-	7,000			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	その他	一般財源	区分		金額
2. 非常備 消防費	138,430	4,900	143,330	1,418	-	-	3,482	18. 備品購入費	4,900	6,383
計	1,832,670	4,900	1,837,570	1,418	-	-	3,482			器具購入費

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	その他	一般財源	区分		金額
3. 学校営繕費	313,200	△192,400	120,800	△38,263	△112,300	△37,000	△4,837	15. 工事請負費	△192,400	90,400
計	973,840	△192,400	781,440	△38,263	△112,300	△37,000	△4,837			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	その他	一般財源	区分		金額
3. 学校営繕費	183,400	△68,400	115,000	△10,905	△41,700	△13,000	△2,795	15. 工事請負費	△68,400	96,800
計	646,730	△68,400	578,330	△10,905	△41,700	△13,000	△2,795			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの		当該年度以降		左 の 財 源 内 訳				
			支 出 (見 込) 額		の 支 出 予 定 額		特 定 財 源	源			一 般 財 源
			期 間	金 額	期 間	金 額		国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
林 道 管 理 車 購 入 事 業	2,200	2,200	—	—	2~3	2,200	—	—	—	—	2,200

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	4,411,400	4,262,700	39,706,202	39,557,502
(3) 学 校 教 育 債	218,900	64,900	4,704,367	4,550,367
(8) 一 般 単 独 債	1,806,900	1,812,200	11,743,279	11,748,579
合 計	6,073,900	5,925,200	67,708,133	67,559,433

議第50号

令和元年度大垣市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和元年度大垣市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	料		3,072,800	△53,800	3,019,000
		1. 介護保険料	3,072,800	△53,800	3,019,000
6. 繰入金	金		1,966,520	53,800	2,020,320
		1. 一般会計繰入金	1,966,520	53,800	2,020,320
歳入		合計	13,685,000	0	13,685,000

歳出

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費	費		12,754,000	-	12,754,000
		1. 介護サービス等諸費	12,754,000	-	12,754,000
歳出		合計	13,685,000	-	13,685,000

令和元年度大垣市介護保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 介護保険料

(項) 1. 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 第1号被保険者保険料	3,072,800	△53,800	3,019,000	1. 現年度分特別徴収保険料	△49,300	累計 2,790,500
				2. 現年度分普通徴収保険料	△4,500	累計 219,600
計	3,072,800	△53,800	3,019,000			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 低所得者保険料軽減費繰入金	21,800	53,800	75,600	1. 低所得者保険料軽減費繰入金	53,800	
計	1,966,520	53,800	2,020,320			

2 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				保険料	国県支	入金繰	入金	その他	
1. 介護サービス費	11,768,000	-	11,768,000	△53,800	-	53,800	-	-	
計	12,754,000	-	12,754,000	△53,800	-	53,800	-	-	

議第51号

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長、開票管理者の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600」を「12,800」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100」を「11,300」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第52号

大垣市立幼稚園条例等の一部改正について

大垣市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(大垣市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 大垣市立幼稚園条例(昭和27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立荒崎幼保園(幼稚園部) 大垣市長松町771番地1」を「大垣市立荒崎幼保園(幼稚園部) 大垣市林町6丁目100番地」に改める。

第2条 大垣市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立荒崎幼保園(幼稚園部) 大垣市林町6丁目100番地」を「大垣市立荒崎幼保園(幼稚園部) 大垣市長松町771番地1」に改める。

(大垣市立保育所設置条例の一部改正)

第3条 大垣市立保育所設置条例(昭和48年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立荒崎幼保園(保育園部) 大垣市長松町771番地1」を「大垣市立荒崎幼保園(保育園部) 大垣市林町6丁目100番地」に改める。

第4条 大垣市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「大垣市立荒崎幼保園(保育園部) 大垣市林町6丁目100番地」を「大垣市立荒崎幼保園(保育園部) 大垣市長松町771番地1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第53号

大垣市介護保険条例の一部改正について

大垣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市介護保険条例の一部を改正する条例

大垣市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「31,428円」を「26,190円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料額について準用する。この場合において、前項中「26,190円」とあるのは、「40,158円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料額について準用する。この場合において、第2項中「26,190円」とあるのは、「50,634円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第54号

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大垣市公設地方卸売市場業務条例（昭和49年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者の指定）

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市場の管理を指定管理者（同項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手続）

第2条の3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の別に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、市場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

(1) 市場を使用しようとするものの平等な利用が確保されること。

(2) 前項の規定により提出された事業計画書の内容に則し、次条第1項に規定する業務を安定的に実施する能力があること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（指定管理者の行う業務）

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の管理に関する業務

(2) 施設の使用に係る許可、制限等に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務のほか、市場の管理上又は第1条の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、市場の管理を行わなければならない。

(守秘義務)

第2条の5 指定管理者若しくは前条第1項に規定する業務に従事する者又はこれらの者であったものは、市場の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は市場の管理に関する業務以外に使用してはならない。

第4条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「かかわらず」の次に「、あらかじめ市長の承認を得て」を加え、「ときは、」を「ときは」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、あらかじめ市長の承認を得て」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により開場時間を臨時に変更したときは、あらかじめ関係者に周知しなければならない。

第41条第1項及び第3項、第42条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第44条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改める。

第52条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市場の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場の管理上支障があると認めるとき。

第53条ただし書及び第55条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第56条を次のように改める。

(指定又は許可の取消し等)

第56条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 管理上指定管理者が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (3) 詐欺その他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになっ

たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項に規定する使用の指定若しくは許可の取消し又は使用の制限若しくは停止その他の措置によって生じた損害については、市は、その責めを負わない。

第57条、第64条第2項、第65条及び第66条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前になされた大垣市公設地方卸売市場の指定管理者を選定する手続その他必要な行為は、この条例による改正後の大垣市公設地方卸売市場業務条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にこの条例による改正前の第52条第1項又は第2項の規定により受けた指定又は許可は、改正後の第52条第1項又は第2項の規定により受けた指定又は許可とみなす。

議第55号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|--------------|----------------------------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（事務机一式） |
| 2 取得 価 格 | 1,947万円 |
| 3 取得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 大垣市加賀野4丁目1番地18
株式会社インフォファーム大垣支店
取締役支店長 下野 康雄 |

議第56号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|--------------|----------------------------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（会議机・椅子一式） |
| 2 取得 価 格 | 2, 8 6 0 万円 |
| 3 取得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 大垣市加賀野4丁目1番地18
株式会社インフォファーム大垣支店
取締役支店長 下野 康雄 |

議第57号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

- | | |
|-------------|------------------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（書棚一式） |
| 2 取得価格 | 2,629万円 |
| 3 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得の相手方 | 大垣市中野町1丁目48番地
竜富産業株式会社
代表取締役 広瀬 富子 |

議第58号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|--------------|------------------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（移動棚一式） |
| 2 取得 価 格 | 6,594万5,000円 |
| 3 取得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 大垣市中野町1丁目48番地
竜富産業株式会社
代表取締役 広瀬 富子 |

議第59号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|--------------|----------------------------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（カウンター・パーティション等一式） |
| 2 取得 価 格 | 1,595万円 |
| 3 取得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 大垣市加賀野4丁目1番地18
株式会社インフォファーム大垣支店
取締役支店長 下野 康雄 |

議第60号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（ブラインド、ロールスクリーン等一式） |
| 2 取得価格 | 3,740万円 |
| 3 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得の相手方 | 大垣市林町8丁目8番地2
大垣カーテン
富田 博 |

議第 6 1 号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|--------------|---------------------------------------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（掲示板一式） |
| 2 取得 価 格 | 3, 5 4 2 万円 |
| 3 取得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 取得 の 相 手 方 | 大垣市木戸町 1 2 2 番地
フジヤ広告株式会社
代表取締役 橋川 寛治 |

議第62号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

1 財産の表示

種目	土地
所在	大垣市福田町字下畑511番1ほか17筆
地目	雑種地、田、畑及び宅地
地積	15,830.5平方メートル
2 取得の目的	福田公園事業用地
3 取得価格	3億2,589万9,980円
4 取得の方法	随意契約
5 取得の相手方	大垣市丸の内2丁目28番地 大垣市土地開発公社 理事長 広瀬 幹雄

議第 6 3 号

大垣消防組合格約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、大垣消防組合格約（昭和 4 5 年県指令地第 9 5 号）の一部を次のとおり変更するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣消防組合格約の一部を改正する規約

大垣消防組合格約（昭和 4 5 年県指令地第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「建設環境委員長」を「消防事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第64号

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年県指令地第946号）の一部を次のとおり変更するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約

西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年県指令地第946号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第 6 5 号

大垣衛生施設組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、大垣衛生施設組合同規約（昭和 5 7 年岐阜県指令地第 1 2 3 9 号）の一部を次のとおり変更するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣衛生施設組合同規約の一部を改正する規約

大垣衛生施設組合同規約（昭和 5 7 年岐阜県指令地第 1 2 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、建設環境委員長及び建設環境副委員長」を「並びに一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長及び副委員長」に改める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第66号

西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、西濃環境整備組合規約（昭和45年県指令地第195号）の一部を次のとおり変更するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小 川 敏

西濃環境整備組合規約の一部を改正する規約

西濃環境整備組合規約（昭和45年県指令地第195号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第 6 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

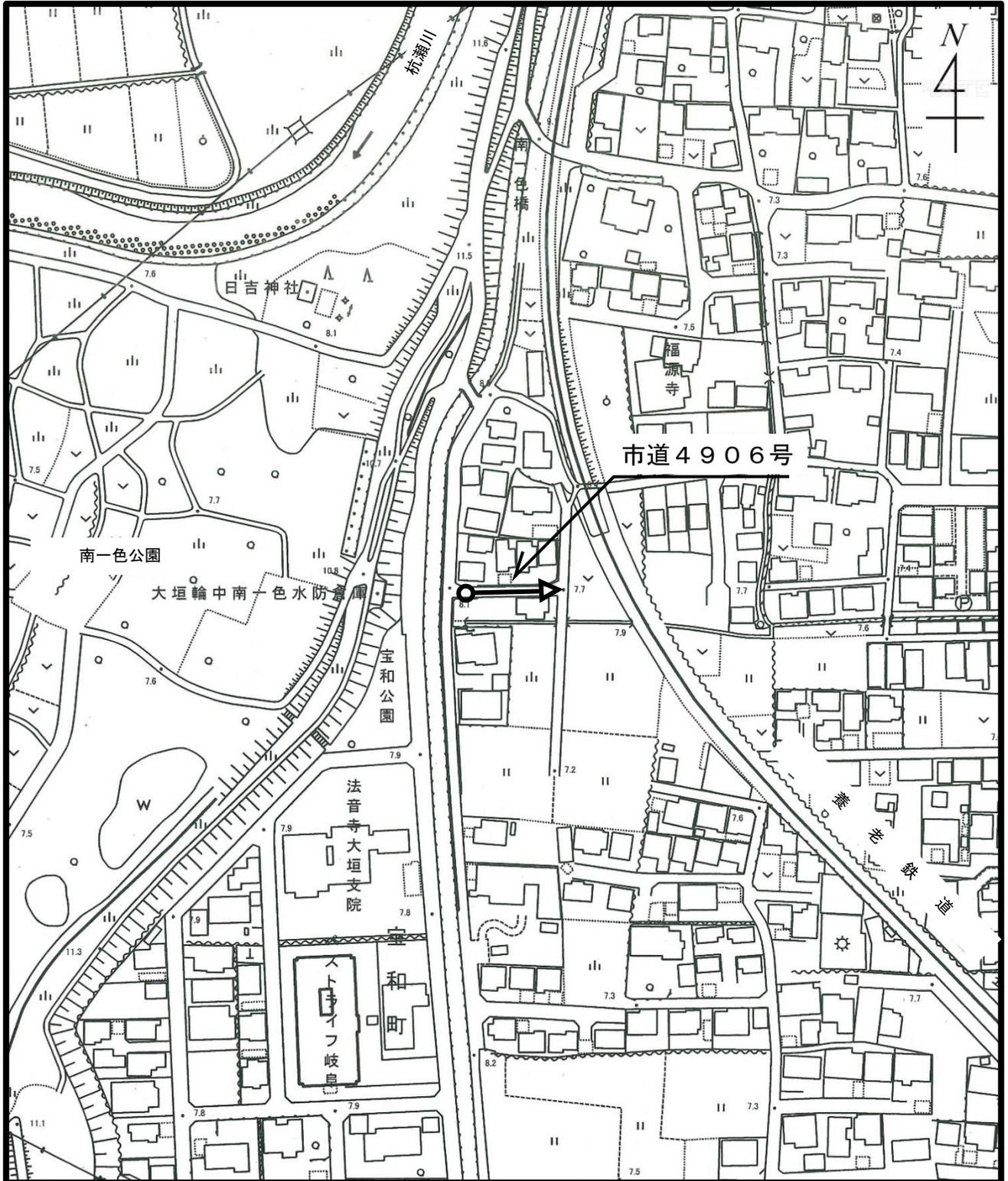
令和元年 6 月 3 日 提出

大垣市長 小 川 敏

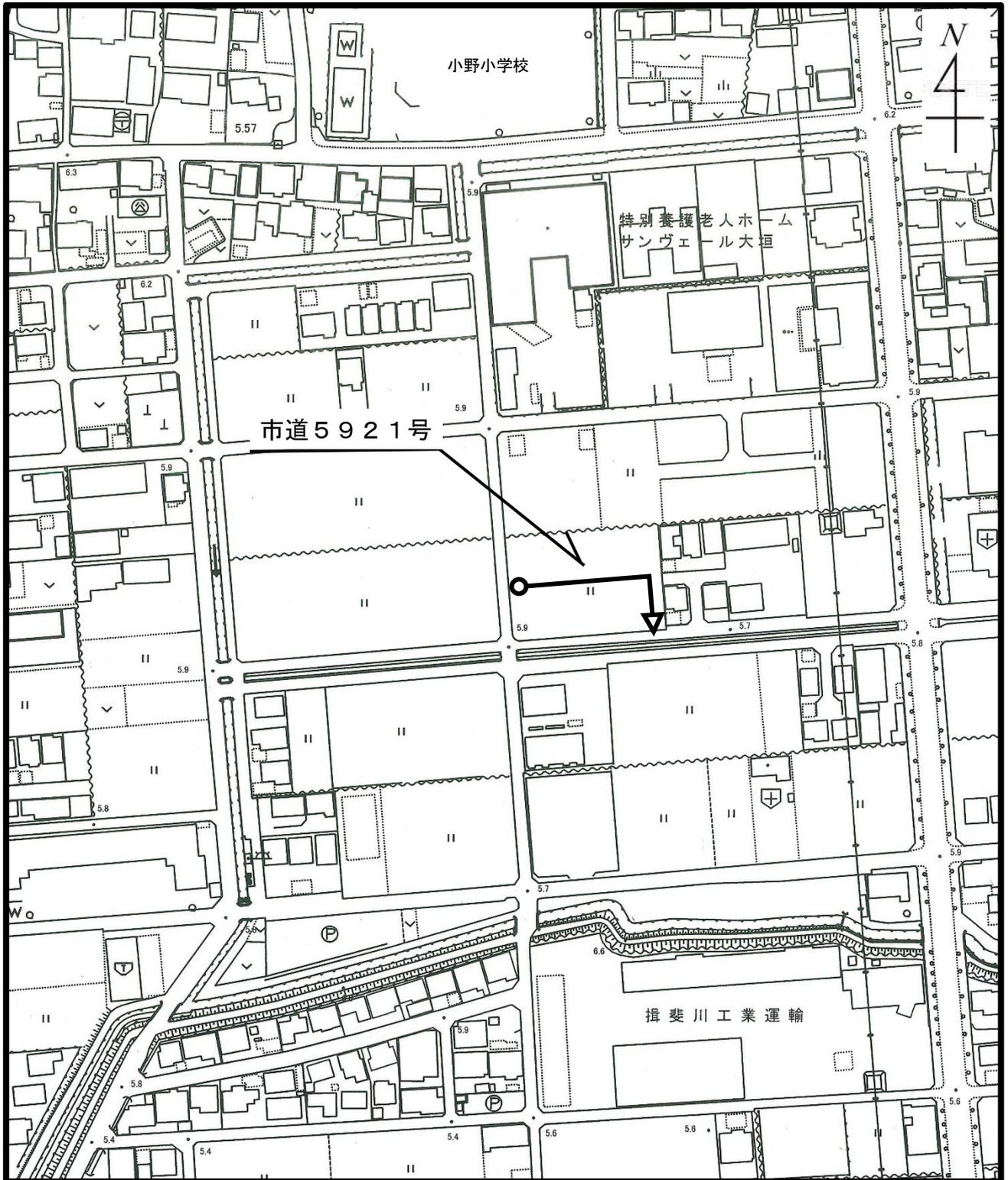
市道路線認定調書

路線 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
3929	長松 95 号線	大垣市長松町 1067 番 3	地先から		
		大垣市長松町 1067 番 8	地先まで		
4906	南一色 42 号線	大垣市南一色町 762 番 6	地先から		
		大垣市南一色町 762 番 9	地先まで		
5921	東 33 号線	大垣市東町 3 丁目 16 番 1	地先から		
		大垣市東町 3 丁目 16 番 8	地先まで		

大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成31年2月22日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 2万7,036円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 平成30年12月27日午後11時頃、大垣市長松町764番1地先において、道路側溝蓋の手かけ部分の穴により相手方が転倒し、損害を与えた。 |

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

専第3号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成31年3月1日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 2万4,482円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 安八郡神戸町中沢308番地1
セイノープラント株式会社
代表取締役 熱海 雅之 |
| 3 事故の概要 | 平成30年12月20日午後3時頃、大垣市林町7丁目649番1地先において、本市課税課職員が運転する公用車と相手方が運転する自動車が接触し、損害を与えた。 |

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

専第5号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成31年4月4日 専決

大垣市長 小川 敏

- 1 損害賠償の額 69万1,655円
- 2 損害賠償の相手方 神奈川県平塚市横内3774番地
株式会社聖亘トランスネットワーク
代表取締役 山田 裕
- 3 事故の概要 平成30年10月15日午後1時5分頃、養老郡養老町桜井地内牧田川右岸堤路上において、本市収納課職員が運転する公用車が相手方が運転する自動車に接触し、損害を与えた。

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

専第6号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成31年4月4日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 27万1,803円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 平成30年12月6日午後0時36分頃、大垣市築捨町2丁目2番地先において、本市まちづくり推進課職員が運転する公用車と相手方が運転する自動車が接触し、損害を与えた。 |

報 第 7 号

繰越計算書の報告について

平成30年度大垣市一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

平成30年度大垣市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
3. 民生費	2. 老人福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業補助金	7,400	7,370	-	7,370	-	-
		3. 児童福祉費	157,320	157,313	-	81,795	60,300	15,218
6. 農林水産業費	1. 農業費	民間保育所増設補助金	4,800	3,783	-	3,165	-	618
		経営体成支援金	52,200	47,085	-	25,900	-	21,185
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路安全対策事業	57,350	57,348	-	26,110	16,200	15,038
		揖斐川橋修復整備事業						

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	192,400	192,400	-	38,645	145,900	7,855
		小学校外壁改修事業	170,200	170,200	-	37,462	127,000	5,738
		小学校空調機整備事業	1,473,600	1,458,100	-	252,300	1,186,900	18,900
	3. 中学校費	中学校トイレ改修事業	68,400	68,400	-	11,014	53,900	3,486
4. 幼稚園費	幼稚園外壁改修事業	18,000	18,000	-	4,846	12,600	554	
	幼稚園空調機整備事業	19,200	12,800	-	3,848	8,600	352	
13. 災害復旧費	1. 災害復旧費	林業施設 災害復旧事業	5,000	3,327	-	2,546	500	281
		道路橋りょう 災害復旧事業	25,660	15,396	-	11,165	-	4,231
合 計			2,251,530	2,211,522	-	506,166	1,611,900	93,456

報 第 8 号

繰越計算書の報告について

平成30年度大垣市競輪事業会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和元年6月3日 提出

大垣市長 小川 敏

平成30年度大垣市競輪事業会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
1.競輪事業費	2.競輪開催費	競輪場施設再整備 基本設計委託	48,600	48,600	48,600	-	-

(単位：千円)